

下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月14日 策定

令和5年2月28日 改訂

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

1. 目的と主な改訂内容

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、下水道管路管理業務に従事する事業者における新型コロナウイルス感染症対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

下水道施設は、市民の快適な生活環境を維持するとともに、公共用水域の水質保全を図るために必要な社会基盤施設であることから、対処方針においても、業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延防止も求められている。

下水道管路管理業務（災害復旧支援業務を含む）に従事する事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で本ガイドラインに示された「感染防止の基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。

本ガイドラインの改訂は、令和3年1月8日の緊急事態宣言の再発出及びワクチン接種の開始等を受け、感染防止に関する最新情報及び当協会が改訂した「下水道管路管理に関する安全衛生マニュアル」等を踏まえて3月8日、4月26日に行った。また、令和3年8月の感染急拡大を受け9月14日に行うとともに、感染防止に関する最新情報を踏まえて令和4年12月12日に行った。

今回、令和5年2月10日の対処方針の変更等を踏まえて内容を見直し、本ガイドラインの改訂を行った。主な改訂内容は次の通りである。

- ・最新の情報を踏まえ、マスクの着用¹については、感染対策上又は事業場の理由等による以外、個人の判断にゆだねられるものであることから、マスクの着用に関する記述を省略
 - ・対人距離の目安は、人と人が触れ合わない距離とすることで表記を統一
- なお、本ガイドラインの内容については、今後の各地域の感染状況や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、見直しを行う。

¹ 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023年2月10日）

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf)

2. 感染防止のための基本的な考え方

下水道管路管理業務に従事する事業者は、新型コロナウイルス感染者の排泄物を含む下水中には、新型コロナウイルスが含まれていることが明らかとなっていることを踏まえ、業務において、下水に直接触れることを避ける必要がある。

また、オフィスにおける感染防止の取り組みが、社会全体の感染拡大防止につながることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた対策を講ずる。特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境対策の充実などに努めるものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル（別紙のとおり）の活用

当協会が作成した下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル（別紙）から抜粋した感染症予防策の記述に基づき、作業現場の状況に合わせて対処し、自らの感染を防止するとともに、感染拡大の防止に努める。

(2) 感染予防策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための方策の策定・実施について検討する体制を整える。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・国・地方自治体・業種団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・PCR 検査を緊急に行わなければならない場合に備えて、検査を受けることのできる機関の情報を収集する。

(3) 健康管理

- ・従業員に対し、希望者はワクチン接種を円滑に受けることができるよう、会社として取り組みを行う。
- ・従業員に対し、出勤前に、発熱、咳、味覚障害などの新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。症状が確認された場合は、症状の軽重にかかわらず出勤前に会社に報告させ、指示を受けることとする。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。
- ・勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とし、医療機関を受診させることを基本とするが、抗原検査キットを活用した検査を行うことも検討する。抗原検査キットを活用した検査の実施にあ

たっては、国の事務連絡²を参考とする。なお、検査で陽性だった者については、重症化リスクが低い等の場合にはフォローアップセンターへの登録、重症化リスクが高い場合や症状が重い場合には医療機関の受診を勧める³。

- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は症状がなくなり、出社の可否を判断する際には、学会の指針⁴などを参考とする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。

(4) 通勤

- ・在宅勤務、時差出勤、交代勤務など、様々な勤務形態を検討し、可能な範囲で実施し、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車などにより公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。

(5) 勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。特に現場作業終了後は、その場で速やかに手指の洗浄等を行い、オフィスやコンビニ等の立ち寄り先にウイルスを持ち込まないようにする。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、可能な限り、手指消毒液を配置する。
- ・下水の付着した衣服及び器具等については、洗浄、消毒等、適切に処置する。
- ・従業員が、仕切りがなく一定時間以上対面する場合には、一定の距離を保てるよう、人員配置及び座席配置について工夫する。
- ・従業員に対し、勤務中の手袋等の保護具の装着を促す。特に、現場作業においては、必要に応じて保護メガネ、フェイスシールド、防護服などを装着する。複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。
- ・朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。
- ・窓が開く場合は、こまめな換気に努める。なお、機械換気のみで必要換気量(30m³/時・人)を満たす場合は、窓開放との併用は不要である。乾燥する場面

² 令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順(第3版)について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>)

³ 令和4年7月22日事務連絡「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf>)

⁴ 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(第5版)など(<https://www.sanei.or.jp/files/topics/covid/COVID-19guide210512koukai0528revised.pdf>)

では、相対湿度 40%～70%を目安として加湿する⁵。

- ・ 会議を行う場合、オンラインでの実施を検討するほか、対面で行う場合は、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面で座らないように工夫する。
- ・ 人と人との頻繁に対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

(6) 休憩・休息スペース

- ・ 休憩・休息スペースへの入退室前後の手洗いをを行う。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、人と人との触れ合わない距離での間隔を目安に、一定の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・ 食堂等での飲食についても、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう周知するほか、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、人と人との触れ合わない距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。

(7) 車両・器具

- ・ 業務に使う車両（ホースなどの装備を含む）、機器などで従業員が触れる部分及び下水等に触れる部分については洗浄又は消毒を行う。
- ・ 工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。

(8) 外部関係者の立ち入り

- ・ 外部関係者の立ち入りについては、必要性を含めて検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、感染防止策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

(9) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員に、密閉空間での会話を避けるなど、基本的な感染対策を促す。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員に周知啓発し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

⁵ 新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」（2022/7/14）

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、在宅勤務や各種休暇制度の利用を奨励する。
- ・海外渡航歴を有する従事者の対応については、日本入国時の検疫措置⁶に沿って判断する。

(10) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う⁷。

②複数社が混在する借用ビル内に入居する他社の従業員の感染が確認された場合

- ・ビル貸主の指示に従う。

4. 本ガイドラインの適用

本ガイドラインの適用は、マスク着用の考え方の見直しの適用日（令和5年3月13日）からとし、それまでにガイドラインの見直し内容を周知する。

⁶ 厚生労働省HP「水際対策」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

⁷ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

別紙 下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル（抜粋）

9-2 作業関連疾病の予防対策

9-2-1 感染症の予防

下水中には、種々の雑菌、寄生虫卵等が多数生息しているが、ときには腸チフス、パラチフス及び赤痢のような消化器系感染症、出血性スピロヘータ、ワイル氏病、破傷風、丹毒等の病原菌、インフルエンザやノロウイルスなどの病原性ウイルスなども存在する。特に、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などに感染すると本人のみならず周りの方々にも感染を広げ、結果的に業務に大きな影響を与えるおそれがある。

このため、管路管理に当たる職員は、次のことに留意して各自の衛生管理に努めることが必要である。

- (1) 管路管理作業における感染症
- (2) 感染症の予防対策
- (3) 保護具による感染防止

(1) 管路管理作業における感染症

ウイルスや病原菌などは、人の体内で増殖し、排泄されることにより下水道に大量に流入することとなる。このため、管路管理作業においては、流入したこれらウイルスや病原菌に触れる可能性が高く、十分な注意が必要である。作業にあたっては、次のことを常に心がける。

下痢症は、大腸菌によるものが主であるが、管路管理業務では下水等を直接取り扱うことによって起こる消化器系の感染に注意しなければならない。

ノロウイルスなどのウイルスによる感染症は、乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層に急性胃腸炎などの劇症を引き起こしている。ノロウイルスの増殖は人の腸管内のみだが、感染者の便中には大量に含まれており、下水道には流行時には高濃度のウイルスが含まれている。その流行は概ね11月下旬から12月下旬にピークを迎える。乾燥や熱にも強いうえに自然環境下でも長期間生存が可能である。感染力が非常に強く、少量のウイルス（10～100個）でも感染・発症する。

インフルエンザや新型コロナウイルスは、大部分の人が免疫を持っていないため、爆発的に流行することが想定されている。感染すると本人のみならず周りの方々にも感染を広げ、結果的に業務に大きな影響を与えるおそれがある。人命や事業にも大きな影響が考えられるため、特に徹底した対策を行う。

(2) 感染症の予防対策

管路内作業では、流下する下水中のウイルスが手や衣服に付着し、結果的に口に触れたり、食品・飲料に混入したりする可能性があるので十分な注意が必要である。

感染症予防の基本事項は次のとおりである。

- ① 職場や作業現場は、清掃などにより清潔な状態を保つ。
- ② 作業着、作業靴、作業手袋等は清潔なものを着用し、下水等を直接皮膚等に付着させない。
- ③ 作業終了時、食事前等は、うがいを行うとともに必ず手を洗う。
- ④ 咳をするときは、必ずティッシュなどで飛散を防ぐ「咳エチケット」を行う。
- ⑤ できるだけ入浴やシャワーを励行する。
- ⑥ 汚れた作業靴で、詰所、休憩所等に入るときは、よく汚れを落とす。
- ⑦ 必要に応じて、破傷風、肝炎等の予防接種を受ける。
- ⑧ 感染者は、保健所への相談や医師の診察を受けるとともに、休暇をとることにより職場での感染の拡大を防ぐ。

(3) 保護具による感染防止

管路の中には人体に有害な物質が浮遊しており、管路の中で働く作業者は、このような有害な物質から自分の身体を守る必要がある。その手段の一つとして、労働安全衛生保護具を使用する方法がある。以下では、有害な物質の侵入経路ごとに、その対策を示す。

1) 経気道対策

呼吸や口元・鼻元からの侵入防止対策として、通常の家産用マスクやフェイスシールド、防じんマスク、電動ファン付き呼吸保護具を着用する。通常マスクやフェイスシールドについては、10-4（マスク）、10-7-1（フェイスシールド等）を参照されたい。防じんマスクには、ろ過材が交換できる取替え式防じんマスクと、ろ過材自体がマスクになっておりマスクごと交換する使い捨て式防じんマスクがある。電動ファン付き呼吸用保護具は、マスクにろ過材、ファン、バッテリーを装備したマスクで、呼吸が楽にでき、また、マスクの外より陽圧（プラス圧）となるため、気密性が高い。